

独禁法改正、公取委が基本方針

「中小配慮を」 自民求める

今回の改正では、前回で大幅に重くした課徴金（二〇〇五年）の法改正を、より広く使えるよう

にする。
まず課徴金の対象にな

の企業の課徴金をより重くする。

国際カルテルの摘発強
化のため、課徴金を科す
違法行為の時効（除斥期
間）を今の三年から欧米
並みの五年に延長。談合
やカルテルの「主犯格」

た

田嶋フミ子 入会挨拶

としては理解できる。ただ、独禁法違反事件の審査には継続性や高度な専門性が必要であり、公取委が第一審相当の判断を行う方が合理的かつ効率的だ」

「公取委の判断に納得がいかなかった企業は高裁に訴えを起こせる。今の制度で企業が被害を受けているという事象は、さきより

「現制度で被害ないはず」

除附私的独占」などの行為は、正当な競争が不正な差別ににけりといふ指摘がある。

「三つした行為」は、今も警告や排除命令が出ているのだから、何ら違法かという判断基準は既に示されている。区別しにくいという批判は当たらない。た何が違反にあたるかイメージしやすいように、ガイドラインなどによって周知徹底するにとは検討したい。」

——与党は中小企業保護のため、不当差別などに対し厳格に課徴金を科すよう求めている。

「競争への影響は大小様々であり、競争の制圧状況にかかわらずすべての不当差別などに機械的に課徴金を科すのは乱暴な議論だ。独禁法の役割は公正な競争の保護であり、事業者の保護は法の直接の目的ではない。」

が方針を説明した十六日の自民党独禁法調査会では、自民党議員から「競争の制限状況に関係なく、不当販売や優越的地位の乱用に課徴金を科すべきだ」といった声が相次いだ。背景には、独禁法改正を中小企業保護に使用したいという思惑がある。

公取委は不当販売や優越的地位の乱用では、競合他社が事業を継続できなくなる場合と競争に悪影響が与える場合とのみ課徴金を科すという立場だ。参院で第一党になった民

正すべきに」（経済同友会）など公取委の一方的な権限強化に警戒感を示している。

自民党の司法制度調査会も「（審判制は）公平性中立性を欠いた制度」と批判を強めている。今後の調整過程で、法曹資格を持つ外部からの審判員増やすなどの妥協案が上る可能性がある。

課徴金の対象範囲に異論が出ている。公取

を浮き、主として、同党の出方次第では課徴金の対象範囲についての議論が熱を帯びる可能性がある。

改正案	
対象となる違法行為	ほほ、談合・カルテルに限定
時効(除斥期間)	3年
算定率	大規模製造業で10%
罰引増し	再違反は5割増
自首による減免制度	先着3社まで減免
審判制度	処分の審査と不服申立ての審判をともに担当
他社の株式取得の届け出	事後届け出

の対策にする。これまでに縣徵金は談合やカルテルにほぼ限つていたため、建設業や重厚長大型のメーカーが処分を受ける例が多かった。

対象拡大で流通などサブ・ビジネスの違法行為にも制裁の網が広がりそう

「法改正で制裁を強めるなら、審判を裁判手続きへ委ねるべきだ」（日本経団連）、「公取委による審判が裁判所への訴訟提起を逼る制度に改

な取引を強いる「優越的地位の乱用」や、原価割れで売る不当廉売などで競争を制限する「排除型私的独占」なども課徴金の要件となる。

「公取委自身が持っている審判制度を維持する姿勢も示した。今の制度を『検察官が裁判官を兼ねるようなもの』と批判してい

の企業の課徴金をより重くする。

としては理解できる。ただ、独禁法違反事件の審査には継続性及高度な専門性が必要であり、公取委が第一審相当の判断を行う方が合理的かつ効果的だ」

審判部と陳謝金を科す違反行為の範囲など今回の独占禁止法改正の論点について、公正取引委員会の竹島一彦委員長は「真」に聞いた。

審判部の維持には経済界の反発が強い。

「処分審査と不服申し立ての審判を同じ組織が兼ねることへの疑念は印象論

害ないはず」

陰謀私利独占などの行為は、正当な競争が不公正を区別しにくいという指摘がある。

「こうした行為は今も警告や排除命令が出ているのだから、何が違法かという判断基準は既に示されている。区別しにくいという批判は当たらない。ただ何が違反にあたるかイメージしやすいように、ガイドライ

が方針を説明した十六日の自民党独禁法調査会では、自民党議員から「競争の制限状況に關係なく、不当販売や優越的地位の乱用に課徴金を科すべきだ」といった声が相次いだ。背景には、独禁

19年 10月 17日

日本經濟新聞(朝刊)